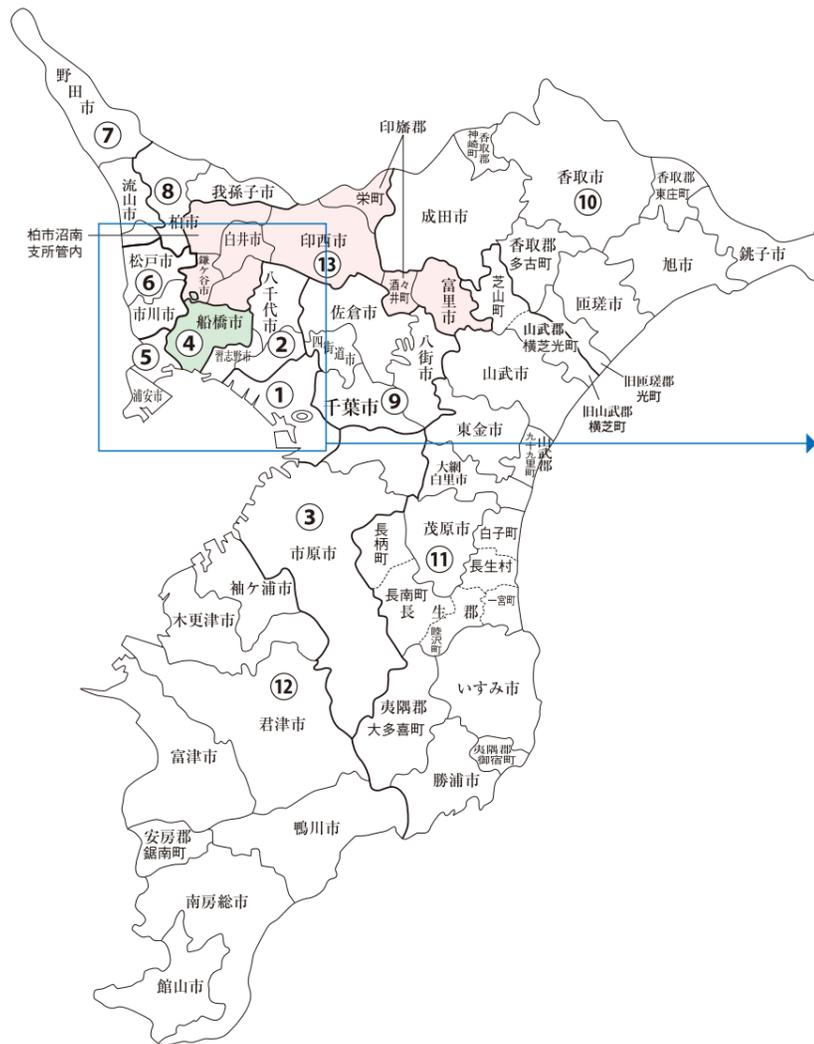


船橋市

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

<全県図>

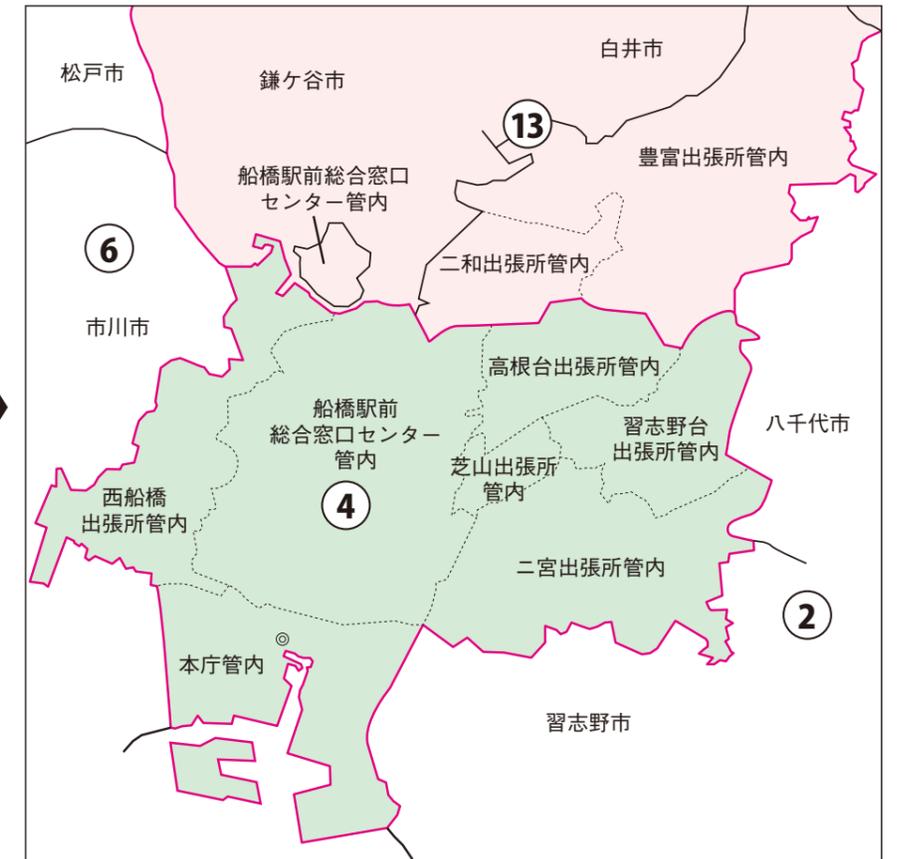


[改定前]



◎:市役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]



◎:市役所
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

船橋市

第4区の区域

本庁管内

船橋市二宮出張所管内

船橋市芝山出張所管内

船橋市高根台出張所管内

船橋市習志野台出張所管内

船橋市西船橋出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内(丸山1丁目、丸山2丁目、丸山3丁目、丸山4丁目及び丸山5丁目に属する区域を除く。)

第13区の区域

船橋市豊富出張所管内

船橋市二和出張所管内

船橋市船橋駅前総合窓口センター管内(丸山1丁目、丸山2丁目、丸山3丁目、丸山4丁目及び丸山5丁目に属する区域に限る。)